

議案第 17 号

富津市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 24 年 2 月 21 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 37 号）第 32 条により、公営住宅法に規定する公営住宅の入居資格等が改正されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

富津市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

富津市営住宅設置及び管理に関する条例（平成 9 年富津市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号中「執行」を「施行」に改め、同条第 4 号中「住宅街区整備事業」の次に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 4 9 号）に基づく防災街区整備事業」を加える。

第 6 条各号列記以外の部分中「令第 6 条第 1 項で定める者（次条第 2 項）」を「規則で定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。次項）」に改め、「、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 1 4 号）第 2 1 条に規定する被災者等にあつては第 3 号及び第 6 号」を削り、同項第 2 号ア中「令第 6 条第 4 項」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成 2 3 年政令第 4 2 4 号）第 1 条による改正前の令（以下この号において「旧令」という。）第 6 条第 4 項」に、「令第 6 条第 5 項第 1 号」を「旧令第 6 条第 5 項第 1 号」に改め、同号イ中「令第 6 条第 5 項第 2 号」を「旧令第 6 条第 5 項第 2 号」に改め、同号ウ中「令第 6 条第 5 項第 3 号」を「旧令第 6 条第 5 項第 3 号」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項第 2 号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（老人等にあつては、同項第 2 号から第 6 号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から 3 年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

第 7 条を次のように改める。

（入居者資格の特例）

第 7 条 次に掲げる者は、前条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

(1) 法第 2 4 条第 1 項の規定により法第 2 3 条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者

(2) 被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 1 4 号）第 2 1 条の規定により法第 2 3 条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者

第 3 0 条第 1 項中「第 6 条第 2 号」を「第 6 条第 1 項第 2 号」に改める。

第33条第4項第1号中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

第35条第1項中「第7条第1項」を「第7条第1号」に改める。

第36条（見出しを含む。）及び第37条中「執行」を「施行」に改める。

第42条を次のように改める。

（入居者資格調査）

第42条 市長は、入居の申込みをした者が第6条第1項に規定する市長が認める者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

附則第7項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において現に改正前の富津市営住宅設置及び管理に関する条例附則第7項の規定の適用を受けている者については、同項の規定は、なおその効力を有する。